

# 会計精算処理要領

## 会計精算処理要領

第1条 本要領は、組合員が組合業務を行う場合の活動費の支給に関する事項について制定する

第2条 活動費とは、次の各号をいう

- (1) 業務費
- (2) 出張費
- (3) 交通費
- (4) 宿泊費
- (5) 海外出張に伴うその他の諸経費
- (6) 休日手当
- (7) 食事手当
- (8) 作業費
- (9) テレワーク手当

第3条 活動費の支給基準

(1) 業務費

- ア 組合業務に従事した場合、1日あたり3,400円を支給する  
また、海外出張時の業務費については、1離日当たり3,400円を支給する  
但し、専門委員長、投票管理委員長、友好労働団体役員、FRM 主担当者及びPSP 主担当者については、1日あたり6,800円を支給する  
また、海外出張時の業務費については、1離日当たり6,800円を支給する
- イ 執行委員には1か月あたり70,000円を支給する  
ただし(1)業務費アとの併給は行わない
- ウ 支部長には1か月あたり50,000円を支給する  
ただし(1)業務費アとの併給は行わない

(2) 出張費

- ア 国内出張日当  
居住地から100km以遠の地域で組合業務を行う場合、3,400円を出張日数応じ支給する。ただし第3条(1)業務費アとの併給は行わない
- イ 海外出張日当  
1離日日数に応じ、50US\$を支給する

(3) 交通費

- ア 居住地において業務する場合
- (ア) 鉄道、バス、モノレール、自家用車、船舶費の実費を支給する。ただし、公共交通機関が利用できない時間帯にあっては、タクシー代を含め原則として10,000円を限度として実費を支給する
- (イ) 当該活動日が勤務日の場合は、支給対象としない
- (ウ) 自家用車を使用する場合は以下のとおり実費を支給する
- ガソリン代 : 自宅から事業所もしくは組合活動を行う場所(出張の場合は居住地の最寄りの空港)までの走行距離を基準とし、5km毎に105円を支給する
- 通行料 : 領収書に基づき実費を支給する。ただし片道あたり2,200円を上限とする
- 駐車場使用料 : 駐車場使用料は組合業務に従事した日を対象に、1日あたり居住地の空港駐車場の24時間使用料の額を上限として、領収書に基づいた実費を支給することを原則とし、上限を超える場合は執行委員会の承認を必要とする

イ 国内出張

前記アを適用する。ただし、航空機を利用できる区間については、原則としてこれによるものとし、やむを得ず新幹線等を利用する場合、普通指定席とする

ウ 海外出張

前記アを適用する。ただし、航空機の等級は、原則としてエコノミーとする

(4) 宿泊費

ア 居住地において業務する場合

次の者には、原則として15,000円を限度として、領収書に基づき実費を支給する

(ア) 午後11時以降まで組合業務に従事し、翌日も連続して組合業務の予定がある者、またはやむを得ない理由により帰宅できない者

(イ) 執行委員会が特に必要と認める者

イ 出張

原則として15,000円を限度として、領収書に基づき実費を支給する

ウ 海外出張

領収書に基づき実費を支給する

(5) 海外出張に伴うその他の諸経費

領収書に基づき渡航準備及び出張にかかった業務上の諸経費の実費を支給する

(6) 休日手当

休日(有休を含む)に組合業務を行った場合は、以下の基準で手当を支給する。ただし、賃金控除補填を行った日については支給しない

(ア) 1暦月内において休日(有給を含む)に組合業務を行なった日数が1日の場合、5,000円を支給する

(イ) 1暦月内において休日(有給を含む)に組合業務を行なった日数が2日以上の場合、1日目に5,000円、2日目に10,000円、3日目以降は1日あたり20,000円を支給する

(7) 食事手当

7-8時

12-13時 }の間に30分以上業務がかかる場合

上記時間内において活動を行なった場合、一食1,300円を支給する。18-19時の間に30分以上業務がかかる場合、一食2,000円を支給する。但し、出張費と併給及び第5条に該当するもの及びテレワークによる組合業務には、これを支給しない

(8) 作業費

ア 賃金控除補填対象日以外に組合業務を行った場合は、2,000円を支給する

ただし、申請には所属長(執行委員長、支部長、専門委員長、投票管理委員長)の許可を必要とする  
また、第3条(1)業務費ア及び第3条(6)休日手当との併給は行わない

イ 執行委員には1か月あたり30,000円を支給する

(9) テレワーク手当

テレワーク業務(在宅業務、サテライトオフィス業務及びモバイル業務をいう)による組合業務を行った場合は、1日あたり200円を支給する

#### 第4条 活動費の精算

(1) 居住地において業務する場合

活動費の請求は、原則として組合業務を行った日から1ヶ月以内に行うこととし、やむを得ない場合でもその会計年度末までとする

(2) 国内出張

出張予定に基づき前渡しを原則とする。ただし、会計担当者が不在の場合は本人の立て替え払いとし、出張終了後1ヶ月以内に精算する

(3) 海外出張

出張予定に基づき前渡しとする。ただし、海外で支払った交通費、宿泊料及びその他の諸経費の精算は、本人両替時の為替レートを使用する

#### 第5条 組合大会、職場集会等の出席時取扱要領

本要領は、組合大会、職場集会等には適用しない

但し、国内出張を伴う場合においては、出張日当、交通費及び宿泊料を支給するが業務費は支給しない

なお、組合大会等出席者で当日会社業務がない者については、公共交通機関を使用した場合の交通費の実費を支給する

#### 第6条 その他

- (1) 組合は、海外出張者に対して出張期間中2,000,000円の旅行損害保険及び1,000US\$の療費負担保険を付加する。但し、本人がこれを代行することができる。なお、1,000US\$以上の治療費を要した場合には、その差額を支給する
- (2) 他労組等から活動費の支給を受けた場合、本要領と重複する部分については、これを支給しない
- (3) 執行部役員が疾病・訓練等のやむを得ない事情により、一切の組合業務に従事できない月における業務費、ならびに作業費は支給しない
- (4) 緊急時等でこの要領によることができない場合は、執行委員会の承認により支給されることとする

## 第7条 削除

本要領は1996年11月1日より施行する。

第一回改訂1997年	4月1日実施	第二回改訂1997年	8月1日実施
第三回改訂1999年	8月1日実施	第四回改訂2000年	8月1日実施
第五回改訂2004年	8月1日実施	第六回改訂2018年	8月1日実施
第七回改訂2019年	8月1日実施	第八回改訂2021年	1月1日実施
第九回改訂2023年	8月1日実施		

## 闘争会計要領

### 第8条 活動費の支給

#### (1) 闘争委員

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (ア) 業務費     | 活動費の第3条第1項アを準用する |
| (イ) 出張費     | 活動費の第3条第2項を準用する  |
| (ウ) 交通費     | 活動費の第3条第3項を準用する  |
| (エ) 宿泊費     | 活動費の第3条第4項を準用する  |
| (オ) 休日手当    | 活動費の第3条第6項を準用する  |
| (カ) 食事費     | 活動費の第3条第7項を準用する  |
| (キ) 作業費     | 活動費の第3条第8項アを準用する |
| (ク) テレワーク手当 | 活動費の第3条第9項を準用する  |
- \* (ア) (イ) は併給しない  
 \* (キ) と (ア) (オ) は併給しない  
 \* (カ) (ク) は併給しない

#### (2) 闘争委員以外

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| (ア) 業務費     | 活動費の第3条第1項アを準用する |
| (イ) 出張費     | 活動費の第3条第2項を準用する  |
| (ウ) 交通費     | 活動費の第3条第3項を準用する  |
| (エ) 宿泊費     | 活動費の第3条第4項を準用する  |
| (オ) 休日手当    | 活動費の第3条第6項を準用する  |
| (カ) 食事費     | 活動費の第3条第7項を準用する  |
| (キ) 作業費     | 活動費の第3条第8項アを準用する |
| (ク) テレワーク手当 | 活動費の第3条第9項を準用する  |
- \* (ア) (イ) は併給しない  
 \* (キ) と (ア) (オ) は併給しない  
 \* (カ) (ク) は併給しない

第9条 争議行為により居住地に帰ることができない者については、1泊につき15,000円を支給する  
 2 必要により、領収書に基づいた宿泊料を実費支給する

- 第10条 本要領は、団結集会、決起集会には適用しない。ただし、団結集会出席者で当日会社業務がない者については、交通費を実費支給する
- 2 その他、闘争委員会が承認した費用については支給することができる

本要領は1996年11月1日から施行する

第一回改訂1997年	4月1日実施	第二回改訂1997年	8月1日実施
第三回改訂1999年	8月1日実施	第四回改訂2000年	8月1日実施
第五回改訂2018年	8月1日実施	第六回改訂2019年	8月1日実施
第七回改訂2023年	8月1日実施		

## その他の給付要領

第11条 家族（一親等内）が死亡した場合、弔慰金として20,000円を給付する

第12条 組合員又はその家族（一親等内）が罹災した場合、災害見舞金としてつぎの給付を行う

全焼、全壊、流出	100,000円
半焼、半壊、	50,000円

第13条 組合員が結婚した場合、結婚祝金として20,000円を給付する

第14条 組合員又はその配偶者が出産した場合、出産祝金として20,000円を給付する

本要領は1996年12月1日から施行する

## 組合役員保障制度

### 1. 制度の主旨

ANA乗員組合の執行委員が組合活動中に偶然な事故により被った災害を保障します  
また、執行委員が組合活動中に生じた偶然な事故により、第三者を死亡・負傷させたり、あるいは第三者の財産に損害を与えたりしたために、損害賠償義務を負担することによって被る損害を担保します

### 2. 加入対象者

中央執行委員全員および専従職員

### 3. 期間

8月1日の午前0時から一年間

### 4. 補償金額

#### (1) 障害

死亡、後遺症：1,000万円、入院：5,000円、通院：2,500円

手術：所定の手術により入院日額の10～40倍の金額

付添看護：付添看護を受けたとき入院日額の50%の金額

#### (2) 賠償責任

対人（1名／1事故）：500万円／1,000万円

対物：500万円（免責金額：1事故につき1,000円を控除）

## 5. 給付対象など

### (1) 基本部分

#### ①給付対象

下記 a～d の偶然的事故によるケガに起因して死亡、後遺障害を生じまたは入院（通院）した場合、所定の手術をした場合、付添看護が発生した場合に対象となります

- a. 労働組合等主催・共催の行事（行事参加のために参加者が独自で行う準備活動は除く）  
当該労働組合等の大会、委員会、執行委員会等の機関決定（地方機関決定含む）に基づき開催された行事をさします
- b. 労働組合等の大会、委員会、執行委員会等の機関決定（地方機関決定含む）に基づく指令・指示・通達による活動をさします
- c. 上記 a b のため所定の集合解散場所と住居との通常の往復途中
- d. 上記 a b のため旅行行程中

#### ②支払うことが出来ない主な場合

- ・故意、自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・脳疾患、疾病または心身喪失
- ・無資格運転、飲酒運転中の事故
- ・他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「鞭打ち症」）・腰痛
- ・地震、噴火、津波による事故
- ・山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングラライダー搭乗等の危険な運動中の事故

### (2) 賠償部分

#### ①給付対象

執行委員が下記 a b における事故で法律上で賠償責任を負った場合に担保対象となります

- a. 労働組合の活動・行事の遂行に起因する事故
- b. 執行委員が組合活動中に従事中、および組合行事に参加中に生じた偶然的事故

#### ②支払うことが出来ない主な場合

- ・執行委員の故意
- ・執行委員が他人の者を所有・使用・管理中の財物の損壊についてその他人に対する賠償責任
- ・施設の修理、改造、取壊し等の工事に起因する賠償責任（ただし、組合活動に使用するテント、やぐら、他の仮施設はここでいう「施設」から除外する。）
- ・乗員組合の使用人が乗員組合の業務遂行中に被った身体障害に起因する賠償責任
- ・組合業務、行事に起因しない事故による賠償責任
- ・通退勤途上の事故による賠償責任
- ・執行委員が所属する組合に対して負う賠償責任
- ・約定によって加重された賠償責任
- ・不動産の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・航空機、船舶・車輛の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・食中毒等に係る賠償責任

## その他

勘定科目	補助科目	解 説
活動費	業務費ア	組合等の指示により組合活動をした時に支払われる業務費 (1日3,400円。但し、専門委員長、投票管理委員長、友好労働団体役員、FRM主担当者及びPSP主担当者は1日6,800円)
	業務費イ	執行委員・支部長に支払われる業務費 (執行委員 1か月70,000円、支部長 1か月50,000円)
	食事費	第3条第7項に該当する時間に組合活動をしたときの食事代(1,300円、但し、18-19時の間に30分以上業務がかかる場合、一食2,000円)
	休日手当	会社業務を行わない休日に組合等の指示により組合活動をしたときに支払われる手当 (1暦月内において業務を行なった日数が1日の場合、5,000円) (1暦月内において業務を行なった日数が2日以上の場合、1日目に5,000円、2日目に10,000円、3日目以降は1日あたり20,000円)
	作業費ア	賃金控除補填対象日以外に組合活動をした時に支払われる手当(1日2,000円)
	作業費イ	執行委員の作業費(1か月30,000円)
	テレワーク手当	テレワーク業務による組合業務を行った場合に支払われる手当(1日200円)
報酬	弁護士報酬	弁護士に支払われる報酬
	労働者	労働者、又は派遣会社に支払われる報酬
図書印刷費	図書費	参考図書・新聞費等
	印刷費	印刷にかかる費用(コピー機リース、用紙代等)
備品費	OA機器	コンピューター関係の備品
	設備・什器	その他備品
会議費	会議費	会議に係る会場費等
	接待交際費	接待に係った費用
旅費交通費	航空券	出張等に使う航空券代
	その他の交通費	航空券以外の交通費
	出張日当	出張日当(1日3,400円)ただし第3条(ア)の業務費とは併給しない
	宿泊費	出張時の宿泊費(1泊15,000円)
通信費	電話料金	電話代、ファックスのリース代
	郵便・貨物	郵送料・貨物運賃
	ホームページ使用	ホームページ使用料

事務費	消耗品費	文房具等
	手数料	振込手数料等
他機関関連費	日乗連会費等	日乗連の分担金及び関連機関の会議費、集会等の費用、親睦費
	航空連会費等	航空連の分担金及び関連機関の会議費、集会等の費用、親睦費
	安全会議会費等	安全会議の分担金及び関連機関の会議費、集会等の費用、親睦費
貸金控除補填費	指名スト	指名ストによる貸金補填費
	全面スト	全面ストによる貸金補填費
雑費	慶弔金	災害見舞金、弔慰金、結婚祝金、出産祝金
	その他	上記以外の費用
保険料		執行委員の組合活動時の保険料



1号様式-1)

# 精 算 書

申請日 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

出張先 \_\_\_\_\_

目的 支・本・専・渉外 \_\_\_\_\_

日付	区 間	活動費	出張費	交通費	宿泊費	休日手当	食事費	作業費	テレワーク 手当	計
合計										

23-08

受取印	処理者

## 交通費精算書（自家用車）

申請日                      年              月              日

氏名 \_\_\_\_\_

出張先 \_\_\_\_\_

目的 支・本・専・渉外 \_\_\_\_\_

日付	区 間	距離(km)	ガソリン代 (105円/5km)	通行料	駐車場代	電車賃 (注1)	計
							-
							-
							-
							-
							-
							-
							-
							-
							-
合計			-	-	-	-	-

注1) 空港駐車場が満車時に限る  
 ※通行料金・駐車場代は証票が必要

受取印	処理者



給付申請書

申請日 年 月 日  
 事由発生日 年 月 日

社員番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

①	給付申請科目	②	③	給付金額	申請金額
	災害見舞金 (全壊 全焼・流出)	罹災者名	申請者との関係	¥100,000.	
	災害見舞金 (半壊 半焼)	罹災者名	申請者との関係	¥ 50,000.	
	弔慰金給付	逝去者名	申請者との関係	¥ 20,000.	
	結婚祝金給付	配偶者名		¥ 20,000.	
	出産祝金給付	新生児名		¥ 20,000.	
	<b>給付金合計</b>				

<記入要領>

まず最初に下線の部分を記入して下さい。

①の項目の所にレ印を ②の欄にお名前を ③の欄に続柄を記入して下さい。  
 申請金額欄に給付金額を記入し下の給付金合計欄に給付金合計を記入して下さい。  
 出産祝金給付の場合は続柄がわかる住民票等のコピーを添付して下さい。

<処理欄>

電報の有無	受取印	記入者